

会則

第1条	会の名称	本会の名称は「飄逸沢遊会」とする。												
第2条	会の目的	本会は「沢登り」を主にした登山を行なうことを目的とする。ただし、他の方法による会員の登山活動を妨げるものではない。												
第3条	会員の資格	第二条の「会の目的」に賛同し、第四条に定める会費を納めた者を会員とする。												
第4条	会費	会員は会の運営費として会費を納めなければならない。会費は年会費とし金額は別途定める。												
第5条	会計年度	一年の会計は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとし、会の運営もこれに基づいて行なう。												
第6条	集会	会の運営・活動を図る為に、会員全体による集会を月一回開催する。集会日・集会場所等は別途定める。												
第7条	議決	集会における議決を会唯一の決定とする。議決は集会出席者の過半数を持って決定とする。												
第8条	会員の責任	会員は本会則を遵守すると共に、会の運営や活動に積極的に参加・協力して会の発展に寄与しなければならない。また本会における登山活動は会員本人の自己責任で行なうものとする。												
第9条	会の責任	会は会員の登山活動中における遭難・事故に対して捜索・救援活動以外の一切の責を負わない。												
第10条	告知義務	会員は後見者たる家族・親族に対して第9条の会員の責任・第10条の会の責任・第22条の自己負担の内容を告知しておかななければならない。												
第11条	遭難捜索	会は、会員の例会中における遭難・事故に対して捜索・救援などの必要な処置を講じなければならない。												
第12条	例会	会としての登山活動は集会において決定した山行計画のみとし、これを「例会」とする。												
第13条	例会外	例会以外で事前に事務局に届け出た登山活動は「例会外」と称し、遭難捜索については例会に準ずる。												
第14条	無届け山行	「例会」「例会外」以外の届け出の無い山行は「無届け山行」と言い、この山行時における遭難・事故に対して会は一切の責任を負わない。												
第15条	役員	<p>会の運営を円滑に進める為に、以下の役員を置く。</p> <table border="1" data-bbox="432 1675 1490 1854"> <tr> <td>代表</td> <td>1名</td> <td>副代表</td> <td>会運営上の必要数</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>1名</td> <td>監査</td> <td>会運営上の必要数</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>会運営上の必要数</td> <td>運営委員</td> <td>会運営上の必要数</td> </tr> </table>	代表	1名	副代表	会運営上の必要数	会計	1名	監査	会運営上の必要数	事務局	会運営上の必要数	運営委員	会運営上の必要数
代表	1名	副代表	会運営上の必要数											
会計	1名	監査	会運営上の必要数											
事務局	会運営上の必要数	運営委員	会運営上の必要数											
第16条	役員を選出	代表の選出は集会において会員の互選によって行ない、その他の役員は代表が指名する。												
第17条	役員任期	代表の任期は4月1日からの3年とする。ただし再選は妨げない。代表が任期途中で交代した時の新任者の任期は前任者の残り期間とする。役員は代表の任期内とする。												

第 18 条	役員の仕事	役員の仕事は夫々以下の通りとする。	
		代表	代表は内外に対する本会の代表者としての責を負い、会の運営を円滑に進める為に本会則に定められた事項の実行に努め、会全体を統括する。
		副代表	代表を補佐し、代表が動けない場合、その職務を代行する。
		会計	会計は本会にかかる出納の全てを管理・統括する。
		監査	会計の行う決算報告を監査する。
		事務局	事務局は本会における事務一切を監督し、集会における議事・決定を記録・保存して、これを会員全員に速やかに通知・連絡する。
	運営委員	運営委員は代表に指名された時点において指定された夫々の仕事に従って、その遂行に努める。	
第 19 条	相談役	代表は、その仕事の補佐と必要な助言を得る為に相談役を任命する事が出来る。相談役の任期は代表の任期内とする。	
第 20 条	遭難保険	会員は、その登山活動中における遭難ならびに事故に対応する為に会の指定する「山岳保険」に加入しなければならない。ただし、他会で同種の保険に加入している者は、この限りではない。	
第 21 条	自己負担	会員の遭難・事故時における捜索・救援にかかる費用は全てその会員の負担とする。	
第 22 条	二重会員	本会は、他の登山会に所属している者が、その会の承諾を得た上で本会に入会を希望する場合には、その入会を拒まない。ただし、その者が本会に対し、その旨を通知した場合に限る。また、本会に入会している者が他会に入会する場合も同様とする。(以下、この者を二重会員と言う)	
第 23 条	二重会員の山行	二重会員が、その者の所属する他会の責任の下で行う山行については本会は一切の責任を負わない。	
第 24 条	二重会員の義務	二重会員は、将来的に本会のみのものである事を目指し、その活動の重点を本会に移行するように努め、本人がその達成が出来ないと判断し得る場合には自主的に退会を申し出なければならない。	
第 25 条	除名	本会則に違反する行為の有った者並びに本会の名誉を著しく傷付ける行為の有ったと認められる者を集会の議決を経て除名することが出来る。	
第 26 条	退会	本人からの申し出のあった者の他、正当な理由無く会費の納入並びに遭難保険に加入していない者は退会したものとする。	
第 27 条	退会勧告	代表は、二重会員が第 24 条の定めを達成できないと判断される場合は、その者に対して退会を勧告できる。	
第 28 条	特別議決	本会則の改正と会員の除名を行なう議題に関してはその内容を予め全会員に通知した上で議決を行なわなければならない。議決には出席者の三分の二の賛成を必要とする。	
付則		この会則は、2004 年 4 月 1 日より効力を発する。 2016 年 3 月 30 日 2018 年 4 月 1 日 改訂	